

令和7年度（2025年度） 居住環境整備補助金 申請の留意点

まちなみ整備部住宅政策課

 八王子市

目次

申請者の主な要件3~4
世帯の要件5
分譲マンション共用部分改修の要件6
補助対象外となる工事の例7
耐震改修等を検討する場合8
手続きの流れ9
交付申請受付について10
事前相談票・交付申請書11
所有者及び住宅の構造が分かる書類12
内容変更・中止申請について13
耐震改修工事と併用する際の注意点14
本補助制度以外との併用について15~17
その他関連する市の補助制度について18
詳細・各種書類のダウンロード19
問い合わせ先20

申請者の主な要件（1）

①改修する住宅に居住している、または居住予定

居住予定の場合は、完了報告までに住所を異動してください。

②改修する住宅の所有者等である

「所有者等」は、所有者本人のほか、以下の場合が含まれます。

（ア・イは所有者本人から改修等に関する同意を得ることが必要です）

ア 所有者の1親等以内の親族※

イ 賃貸住宅の借主（バリアフリー化改修・耐震シェルターのみ）

ウ 売買契約書等により、完了報告までに所有者になる予定があることが確認できる者

エ 分譲マンションの管理組合（マンション共用部分改修のみ）

※例 父が一人で所有する建物に、娘が居住している場合（父は居住していない）
→建物所有者である父の同意があれば、1親等以内である娘からの申請が可能です。

申請者の主な要件（2）

③市内の住宅の改修を検討している

店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上である必要があります。

④申請者及び世帯員全員の市税等に滞納がない、 または非課税である

⑤工事完了後10年以上、工事箇所を適正に保全 する

その他、申請種別によって世帯要件等があります
(詳細は5ページ)

世帯の要件

以下の種別については、世帯の要件があります。

なお、年齢は**申請日時点**の年齢で判断することとします。

区分	種別	世帯の要件
災害対策	耐震シェルター・防災ベッド設置	申請者の世帯員に65歳以上、または障害者等の方が含まれること
高齢福祉	バリアフリー化改修工事	申請者の世帯員に65歳以上の方が含まれること
環境	子育て環境整備改修工事	申請者の世帯員に18歳未満の方が含まれること



バリアフリー化改修工事について

上記はあくまで年齢の要件であり、介護認定の有無は問いません。ただし、要支援・要介護認定を受けている方等は、居住環境整備補助金よりも高い補助率で給付が受けられる可能性があるため、まず「介護保険・自立支援住宅改修給付制度」（介護保険課）の利用をご検討ください。

分譲マンション共用部分改修の要件

分譲マンション止水板設置工事及び分譲マンション共用部分LED化改修工事の場合は、以下の要件があります。

- **マンション管理状況届出制度**における届出を完了していること。
- 分譲マンション共用部分LED化改修工事の場合は、さらに**マンション管理計画認定**を受けていること。
- 改修工事を行うことについて、管理組合の集会（総会）等で決定していること。

? マンション管理状況届出制度

マンションの管理組合からの管理状況に関する事項の届出、届け出た管理状況に応じた助言や専門家の派遣などの支援を定めた制度で、令和2年4月に東京都により開始されました。

昭和58（1983）年12月31日以前に新築されたマンションのうち、居住の用に供する独立部分が6戸以上のものは「要届出マンション」とされていますが、要届出マンション以外のマンションであっても、任意に届出を行うことができます。

? マンション管理計画認定制度

管理規約や管理組合の経理・長期修繕計画などが一定の基準を満たす場合に、市の認定を受けることができます。

市場評価の向上が期待できるほか、その取得や改修においては、住宅金融支援機構の「フラット35」及び「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引下げ等が利用できます。また、長寿命化工事が実施された場合には、固定資産税額が減額される特例措置も時限的に開始されています。

補助対象外となる工事の例

本制度は、住宅の性能向上に資する改修工事を対象としています。補助対象工事に伴う内容である場合や、合理的な理由がある場合を除き、**補修工事**のほか、以下のような工事内容は**補助対象外**です。

- **全体を施工しないもの**

例：屋根の破損部分のみ、居室にある複数の窓のうちの1枚のみ

- **外構部分の改修工事**

例：カーポート、門柱（玄関ポーチまでは住宅部分とみなします）

- **設備の交換**

例：太陽光パネル、給湯器、節水型トイレなど

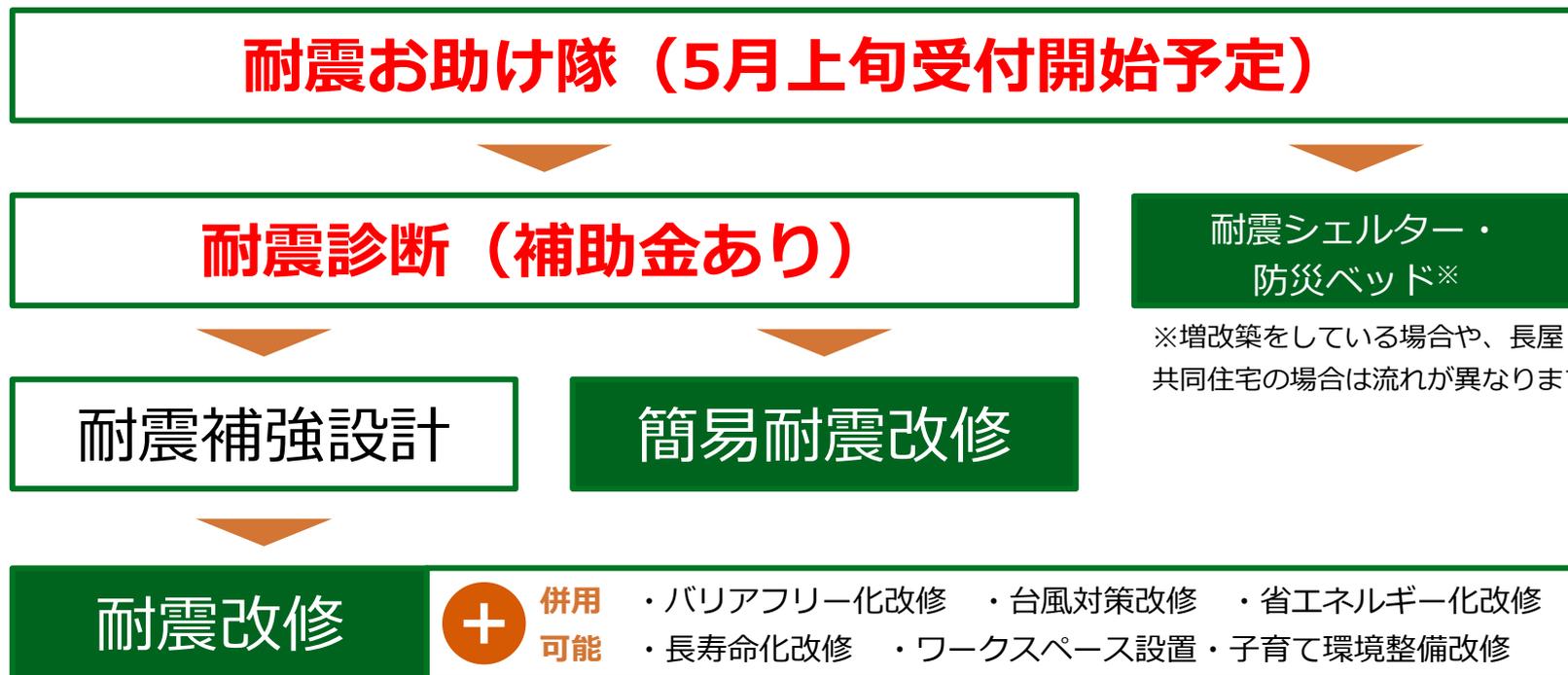
※キッチンの子育て環境整備改修工事のみ対象です。

- **過去に同じ種別で補助金申請をしたことがある住宅の改修**

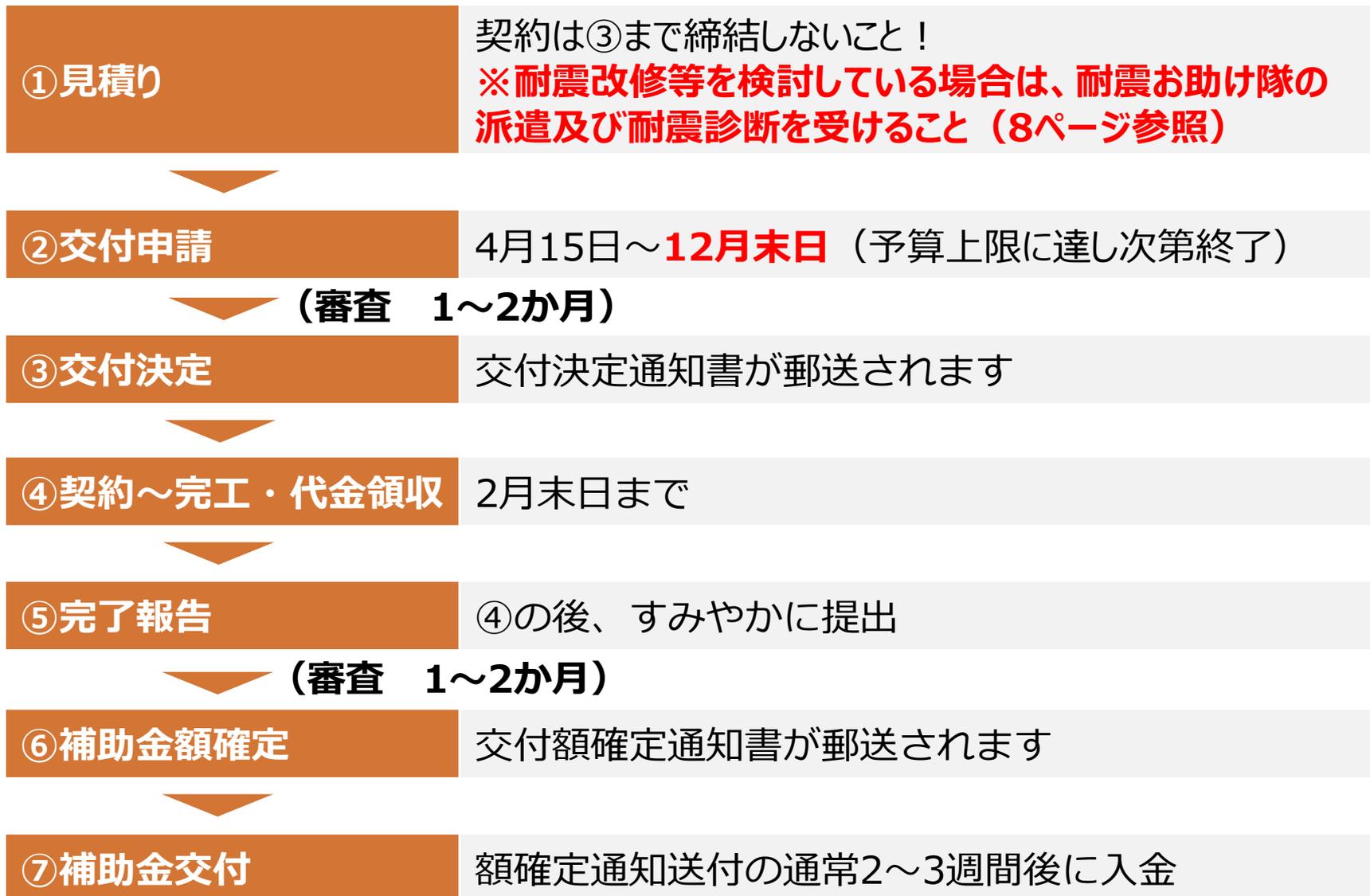
耐震改修等を検討する場合

「耐震お助け隊（木造住宅耐震化促進アドバイザー）」の派遣及び「耐震診断」が**必須**になります。

＜耐震化の流れ（戸建住宅の場合）＞



手続きの流れ



交付申請受付について

受付期間：令和7年4月15日～令和7年12月末日

(ただし、予算上限に達し次第終了)

受付時間：月～金曜日（祝休日を除く）

8:30～12:00、13:00～17:15

- 交付申請は、上記の期間であれば随時受け付けます。
- 提出方法は原則、①**住宅政策課窓口** または ②**郵送** の2通りです。
- 原則、添付書類が揃い次第、申請を受け付けます。**不備がある場合には保留状態となり、受付できません。**
- 受付順に審査を進めます。審査の結果は、交付決定通知書の送付をもってお知らせします。
- 種別により提出書類が異なりますので、交付要綱をご確認ください。

事前相談票・交付申請書

いずれの書類もボールペンで記入してください。（消せるペンは不可）
また、スタンプ印（シャチハタ）や修正テープ・修正ペンは使用できません。

事前相談票

- **すべて**記入してください。特に工事内容・補助金併用の有無は市だけでは把握できないため、必ず記入をお願いします。

交付申請書

- **日付・補助金額・補助対象工事費以外はすべて**記入してください。下部の「確認同意書」欄への記入も忘れずに！
- 本人確認書類提出の代替方法として、**①申請者本人による署名**または**②記名+押印**の2つの本人確認方法があります。（記入例を参照）



交付申請時に選んだ方法は、最後の完了報告時まで変えられません。
手続き途中で筆跡や陰影が相違することのないよう、書類の写しを控えておく等の対応をお勧めします。

所有者及び住宅の構造が分かる書類

書類の例（内容は令和7年4月1日時点）

案件ごとの必要情報が確認できれば、いずれか1種類でOK（コピー可）

※以下の書類以外でも受付可能ですが、公的書類に限ります。

書類	発行場所	発行に係る費用	共有者名の記載	建築時期の記載	第三者による取得
登記事項証明書(建物)	法務局(オンライン可)	有料	○	○ (年月日)	○
固定資産評価証明書(家屋)	市役所2F 住民税課、 各事務所	有料	×	△ (年まで)	×
おすすめ! 固定資産税・ 都市計画税納 税通知書 (1~3ページ)	毎年5月頃、 納税義務者 宛に郵送 (市役所2F 資産税課)	—	○	△ (年まで)	×
建築台帳記載 事項証明書	市役所5F 建築指導課	有料	× (所有者情報 確認不可)	○ (年月日)	○

△：昭和56年築・平成12年築など、建築月までの確認が必要な場合は不可

内容変更・中止申請について

- **交付決定後に**、補助金の目的や補助額等を変更したい場合、または申請を取りやめる場合には申請が必要です。交付決定前の場合には、お早めに変更・中止の旨を住宅政策課までご相談ください。
- 補助予定額の変更により、その金額分だけ多くの申請を受け付けることができる可能性がありますので、**変更・中止が判明した段階で、すみやかな申請をお願いします。**（遅くとも2月末日までにはご提出ください。）
- 審査の結果は、内容変更・中止承認通知書の送付をもってお知らせします。**完了報告は、承認通知書を発行した後に受け付けます。**（完了報告書類については、交付要綱をご確認ください。）

耐震改修工事と併用する際の注意点

- 耐震改修工事と併用する際は、**1種別につき1部の申請書類が必要**です。
- 添付書類は、すべての書類について申請種別の数だけコピーし、それぞれに添付してください。
- 見積書は各種別の対象箇所が明確に読み取れるよう、**区別して記載**されたものを提出してください。（見積書を種別ごとに分けて作成するなどの対応をお願いします。）
- 補強設計に含まれる工事内容であっても、全体を施工しないものや、部分的な補修は補助対象外です。



例えば、補強設計に屋根の葺き替えを含む場合、断熱性能が向上される屋根材を使用すれば、屋根葺き替え工事部分に省エネルギー化改修工事を適用することも可能です。

本補助制度以外との併用について（１）

- 工事内容が**重複しない**場合

原則、併用することが可能ですが、交付申請時に見積書等により各申請工事範囲を明確に表示してください。

申請範囲を表示した見積書の例

工事内容	金額	備考
①屋根葺き替え工事	〇〇〇円	省エネルギー化改修工事申請
②断熱窓改修工事	〇〇〇円	先進的窓リノベ事業申請
③カーポート修繕工事	〇〇〇円	申請対象外

- 工事内容が**重複する**場合

併用する制度によって異なります。各制度の交付要綱等を確認し、それぞれの規定に従ってください。

本補助制度以外との併用について（2）

財源が重複するため、工事内容が**重複する**場合は、以下①～③に掲げる併用はできません。

⇒工事内容が重複しないよう、交付申請時に見積書等により各申請工事範囲を明確に表示してください。

※居住環境整備補助金の予算には、種別により、国および東京都からの補助が含まれています。

※記載している他制度の名称や規定は令和6年度時点で判明しているものであり、変更される場合があります。

①居住環境整備補助金の全種別と、**八王子市**が実施する他制度の併用

②居住環境整備補助金の以下の種別と、**東京都**が実施する制度の併用

居住環境整備補助金	東京都（例）
・木造住宅耐震改修工事	・クール・ネット東京 ⇒既存住宅における省エネ改修促進事業（高断熱窓・ドア・断熱材・浴槽） ⇒東京ゼロエミポイント

本補助制度以外との併用について（3）

③居住環境整備補助金の以下の種別と、国が実施する制度の併用

居住環境整備補助金	国（例）
<ul style="list-style-type: none">・木造住宅耐震改修工事・バリアフリー化改修工事・台風対策改修工事・省エネルギー化改修工事・ワークスペース設置・子育て環境整備改修工事・分譲マンション共用部分LED化改修工事	<ul style="list-style-type: none">・住宅省エネ2025キャンペーン ⇒子育てグリーン住宅支援事業⇒先進的窓リノベ2025事業⇒給湯省エネ2025事業⇒賃貸集合給湯省エネ2025事業

東京都・国の補助制度については、以下のページからご確認ください。

（都）クール・ネット東京



（国）住宅省エネ2025キャンペーン



その他関連する市の補助制度について

補助制度名	対象事業	担当所管	ホームページ
①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	手すりの取付け、段差の解消、安全確保のための床材の変更、引き戸等への取替え、洋式便器等への便器の取替えなど	福祉部 介護保険課	
②高齢者自立支援住宅改修給付	浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化など（要介護認定「非該当（自立）」の方も対象）	福祉部 介護保険課	
③再生可能エネルギー利用機器等設置費補助	太陽光発電システム(リチウムイオン蓄電池システム)、太陽熱利用システム、木質ペレットストーブの設置	環境部 環境政策課	
④省エネ家電等設置費補助	省エネエアコンの設置	環境部 環境政策課	
⑤雨水浸透施設設置補助	雨水浸透ます・雨水浸透管（浸透トレンチ）	水循環部 水環境整備課	
⑥住まいの防犯対策補助	防犯カメラ、カメラ付きインターホン、防犯フィルム、センサー付きライト、補助錠などの住宅の防犯対策品の購入・設置	生活安全部 防犯課	

※上記は令和6年度に実施された内容であり、変更される可能性があります。

詳細・各種書類のダウンロード

本事業の詳細は以下の市ホームページをご覧ください。
また、交付要綱や申請書類等についても、こちらからダウンロードが可能です。

<居住環境整備補助金のご案内>

URL : <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/003/001/004/p006694.html>



八王子市まちなみ整備部住宅政策課 総務・民間住宅担当

〒192-8501

八王子市元本郷町3-24-1

電話：042-620-7260（直通）

FAX：042-626-3616

受付：月～金曜日（祝休日を除く）

8:30～12:00、13:00～17:15